

☆令和7年6月からの計量検定所構内における一般車両の通行について

令和7年6月から、大阪府計量検定所構内における一般車両の通行は、事故防止のため、一方通行といたします。

ご来所される方は、下図の破線（赤色）に沿って通行してください。

なお、検査受検のため、計量器を持ち込む場合は、担当者の指示に従ってご通行ください。

